

令和3年1月から親子調理給食方式による学校給食が始まります。

▶問合せ 教育総務グループ ☎079 (435) 0533

親子調理給食方式とは、給食調理施設を持たない学校の給食も含めて給食調理施設を持つ学校で一括して調理をおこない、学校給食を提供する方式をいいます。

今回、町内で初めて親子調理給食方式による学校給食を、令和3年1月から実施します。播磨小学校敷地内に新築した「播磨町立播磨小学校共同調理場」で、播磨小学校分と播磨中学校分の給食を調理し、新調した給食配送車で播磨中学校に配送します。

給食の献立は、今までどおり栄養教諭と教育委員会栄養士が作成し、給食材料は学校給食会で決定し一括購入します。給食の調理・配送等は公募型プロポーザル方式により決定した業者へ委託します。なお、給食費については従来どおり変更はありません。

播磨町立播磨小学校共同調理場



また、蓮池小学校についても新築した調理施設で令和3年1月から調理を開始します。

12月4日～10日は人権週間です。

▶問合せ 生涯学習グループ ☎079 (435) 0565

人権週間って？

「人権」って難しい言葉ですが、どんな意味でしょう？
一人一人が生まれた時からもっている
「自分らしく生きる」権利のこと。

「むしを いっぱいみつけたよ」

おおむら ゆい
播磨幼稚園(5歳児)

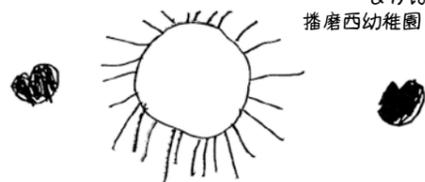


一人一人の違いを認め、
自分や友だちの良いところを見つけて、
それぞれが大切な存在であることを知る。

そんな大切な一週間です。

「ともだちとうたうのたのしいな！」

なかはら あみ
播磨西幼稚園(4歳児)



権利ってまた少し難しけれど、つまりは、みんな
生まれたときから「自分らしく生きて良いですよ」
とされているのです。

みんながみんな違うように、
全部が同じ人なんて誰もいません。

「なかよし たまいれ」

みやむら ゆうき
蓮池幼稚園(3歳児)



消費者ホットライン188

▶相談・問合せ 消費者ホットライン ☎188

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「塾や習い事で教室が閉鎖になっていた月の月謝を返金してほしい」「感染予防などを理由に結婚式場をキャンセルしたところ、キャンセル料を請求された」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや、「台風で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を『泣き寝入りは超いやや(188)！』で覚えてね



消費者庁消費者ホットライン
188イメージキャラクター
「いややん」

播磨町消費生活センター

ご相談は、お電話ご来所どちらでもご相談いただけます。ご来所の場合は、住民グループ⑥番窓口にお声掛けください。専門の相談員が相談に応じます。

▶相談日時 祝日を除く毎週月～金曜日
9:00～16:00

▶電話相談・面談、相談予約 ☎079 (435) 1999

成年後見相談でお話しませんか？

▶問合せ 総合相談窓口
☎079 (430) 6000

社会福祉士がお待ちしています。

▶日時 12月1日(火)、25日(金)
10:00～16:00(予約優先)

▶場所 福祉会館 ※12月25日(金)は中央公民館。

成年後見って？

成年後見制度は、生活の中で必要な手続きや契約、介護や福祉サービスの導入や入院時の対応、金銭や不動産などの財産管理について、ご本人の代理または同意や取消しを行い、安心して生活できるように支援する仕組みです。

成年後見人すずさん活動記③

〇月×日 Zさんのご自宅訪問

すずさんはZさんの保佐人です。まだまだ元気でお金の管理は自分でできる、とおっしゃっていたZさんでしたが、最近「銀行に行くのも、郵便物の手続きも難しい。どうしたらいい？」と不安そうです。そこで、『代理権の付与』を申立て、すずさんが変わって通帳の管理や介護保険等の手続きを行えるように、「これで安心。あとはよろしくね」とおっしゃるZさん。保佐人として、Zさんがノビノビと安心して暮らせるようにサポートしようと思いました。安心と自由は時に相反しますが、両方大切にしたいですね。

年金

付加保険料を納付しませんか

▶問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

付加保険料

定額保険料に月額400円
上乗せして納付することで、
受給する年金額を増やすこと
ができます。納付できるのは
次の人です。
・ 第1号被保険者
・ 任意加入保険者
(65歳以上の人を除く)

※ただし、国民年金基金に加入
している人、保険料を免除され
ている人は納付できません。

付加年金額
付加年金額は「200円×
付加保険料納付月数」です。

【計算例】(付加保険料を10
年間納付した場合の付加保
料と付加年金額)
・ 付加保険料
48,000円
(400円×120月)
・ 付加年金額
24,000円
(200円×120月)

2年間受給した場合の付加

年金額の合計額は、納付した
付加保険料の合計額と同額に
なるため、お得です。
なお、老齢基礎年金を繰上
げ受給または繰下げ受給する
場合には、付加年金額も老齢
基礎年金の減額率・増額率に
応じて減額・増額されます。

付加保険料の手続き

付加保険料の納付申出の手
続きは、「国民年金付加保
料納付申出書」を保険年金
グループに提出します。

▼注意点

・ 申し込んだ月分からの納付
となります。
・ 納期限は翌月末日です。
・ 納期限を超過した場合でも、
2年間は納付できます。
・ 納付を辞退するときは、
「付加保険料納付辞退申出
書」の提出が必要です。

▼必要書類

①年金手帳又は納付書など基
礎年金番号のわかるもの
②印鑑(朱肉を使うもの)